

## 精神保健医療福祉の改善に関する意見書

精神科を受診する人は年間 420 万人に迫っており、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実は、国民的な課題となっている。

日本の精神科医療は、世界的にも類を見ない長期に渡る社会的入院が当たり前になっている。一般病院と比べて低い診療報酬が入院中心を助長し、必要のない入院を生み出す原因ともなっている。また、少ない職員の配置基準が患者の隔離・身体拘束という人権侵害をもたらしており、国際的にも批判を受けている。

日本は、2014 年に障害者権利条約を批准しており、すべての人の人権が尊重され、患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革を図ることが求められている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式は、多くの国民にとって精神的な負担となって降りかかっており、適切なメンタルヘルス対策を講じることは喫緊の課題となっている。すべての精神障がい者と国民が地域社会でその一員として安心して暮らし続けられる精神保健医療福祉施策の実現のために、下記の事項について強く要望する。

1. 良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員を引き上げること。また、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を改め、精神病床の人員配置を改善すること。
2. 精神科疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。
3. 入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障・教育・研修を国が責任をもって行うこと。
4. 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 17 日

浜 田 市 議 会